

金融先物取引業者向けの総合的な監督指針

I. 基本的考え方	1
I-1 金融先物取引業者の監督に関する基本的考え方	1
I-1-1 金融先物取引業者の参入に関する基本的考え方	1
I-1-2 金融先物取引業者の監督に当たっての基本的考え方	2
I-2 監督指針策定の趣旨	5
II. 金融先物取引業者の監督に当たっての評価項目	6
II-1 経営管理	6
II-2 財務の健全性等	7
II-2-1 自己資本規制比率の正確性	7
II-2-2 金融先物取引業者の自己資本規制比率が法令に定められた水準を下回った場合の監督上の対応	9
II-2-3 市場リスク管理態勢	10
II-2-4 取引先リスク管理態勢	13
II-3 業務の適切性	16
II-3-1 法令等遵守態勢	16
II-3-2 金融先物事故等に対する監督上の対応	17
II-3-3 営業員管理体制	18
II-3-4 苦情処理体制	19
II-3-5 取引一任勘定取引	20
II-3-6 適合性原則	21
II-3-7 不招請勧誘の禁止	22
II-3-8 広告規制及び契約締結前の書面の交付等	24
II-3-9 顧客を集めての勧誘	26
II-3-10 顧客に対する説明責任の履行等	27
II-3-11 顧客情報の管理	29
II-3-12 本人確認、疑わしい取引の届出	31
II-3-13 事務リスク管理態勢	32
II-3-14 システムリスク管理態勢	34
III. 金融先物取引業者の監督に係る事務処理上の留意点	37
III-1 一般的な事務処理等	37
III-1-1 一般的な監督事務	37
III-1-2 監督部局間の連携	38
III-1-3 検査部局との連携	39
III-1-4 自主規制機関との連携	41
III-1-5 内部委任	42
III-1-6 苦情処理・情報提供等	43
III-1-7 法令解釈等外部からの照会への対応	44
III-1-7-1 法令照会	44
III-1-7-2 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	46
III-2 金融先物取引法等に係る諸手続	49
III-2-1 登録	49
III-2-2 承認及び届出	52

III-2-2-1	承認	52
III-2-2-2	届出等	53
III-2-3	外務員登録	54
III-2-4	業務に関する帳簿書類	54
III-2-5	金融先物取引責任準備金	57
III-3	行政指導等を行う際の留意点等	58
III-3-1	行政指導等を行う際の留意点等	58
III-3-2	面談等を行う際の留意点	60
III-3-3	連絡・相談手続	60
III-4	行政処分を行う際の留意点	61
III-4-1	意見交換制度	61

IV 外国の法令に準拠し外国において金融先物取引業を行う者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引

IV-1	外国金融先物取引業者に関する法令の基本的考え方	62
IV-2	外国金融先物取引業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引	62

I. 基本的考え方

I-1 金融先物取引業者の監督に関する基本的考え方

I-1-1 金融先物取引業者の参入に関する基本的考え方

金融先物取引業者監督の目的は、国民経済の適切な運営及び委託者等の保護に資するため、金融先物取引業を行う者の業務の適正な運営を確保することにより、取引所金融先物取引等及び金融先物取引の受託等を公正かつ円滑にすることにある。

この目的を実現するため、金融先物取引をめぐる環境の変化に対応し、金融先物取引の委託者等の保護を図る必要性に鑑み、一般顧客を相手方とする店頭金融先物取引並びに一般顧客のために行う店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ及び代理を金融先物取引業に追加するとともに、金融先物取引業の許可制から登録制への変更、金融先物取引業者の株主に関する制度の整備、金融先物取引業者に対する自己資本規制の導入その他の規制の適正化等所要の措置を講ずるため、平成16年12月に金融先物取引法（昭和63年5月31日法律第77号）（以下「法」という。）の改正が行われたところである。

法では、金融先物取引業者の適格性を担保するため、金融先物取引業を行う場合には、一定の資本や、金融先物取引の知識・経験を有する者等の必要な人的構成を備えていること等を要件として、監督官庁への登録を義務づけることとし、登録の拒否事由等が規定されているところであるが、新たな金融先物取引業の担い手の参入手続きをより円滑なものとするとともに、不適格な業者の参入を可能な限り未然に排除するため、本監督指針においては、登録の受付、審査に当たって留意すべき事項を具体的に規定することとした。

また、金融先物取引が健全に発展していくためには、金融先物取引業者が法令等を遵守した健全な業務運営を行うことにより、委託者等が安心して金融先物取引を利用できることが不可欠である。

参入後の金融先物取引業者の監督に当たっては、金融先物取引等の委託者等の保護を図る観点から、継続的な情報収集等により、金融先物取引業を健全かつ適切に遂行する上で問題となる事象を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を適時適切に行うことが重要である。

本監督指針では、業務の適正性及び財務の健全性を確保するため、金融先物取引業者に対して法第85条に基づく報告徴求や法第86条に基づく業務改善命令、並びに、法第87条に該当して業務停止命令等を行う際の着眼点等を記載することとした。

更に、金融先物取引業者が、金融先物取引等に対する委託者等の信任を確保するため、自己資本の充実を図り、リスクに見合った自己資本を確保することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる金融先物取引業者にあっては、主体的に改善を図ることが求められるが、当局としても、それを補完する役割を果たすものとして、金融先物取引業者の財務の健全性を確保するため、自己資本規制比率という客観的な基準を用い、必要に応じ業務改善命令等を迅速かつ適切に発動していくことにより、金融先物取引業者の早期是正を促していくことが必要である。

I-1-2 金融先物取引業者の監督に当たっての基本的考え方

効果的な監督行政を行うためには、検査部局の「オンサイト」と監督部局の「オフサイト」の双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることが必要であり、実効性の高い金融監督を実現するためには、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融先物取引業者の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、金融先物取引業者に対して委託者等の保護策を始めとする各種法令等遵守の徹底を求めていくとともに、金融先物取引業者との定期的・継続的な意見交換等により、金融先物取引業者の業務の状況を適切に把握するとともに、金融先物取引業者から提供された各種の情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。

特に、監督部局は、個別金融先物取引業者の状況のみならず、金融先物取引業者全体の状況についても幅広く知る立場にあることから、他の金融先物取引業者との比較分析を通じて、当該金融先物取引業者が全体の中でどのような状況に置かれているかを的確に把握し、分析結果の金融先物取引業者への還元及びヒアリングなどを通じて、適切に問題改善を促していくことが重要である。

上記を踏まえると、金融先物取引業者の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。

(1) 検査部局との適切な連携の確保

監督部局と検査部局が適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金

融先物取引業者の監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。

- ① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、発生原因等の分析等を改めて行うとともに、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。
- ② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。

(2) 金融先物取引業者の情報の積極的な収集

金融先物取引業者の監督に当たっては、金融先物取引業者の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、金融先物取引業者からの報告だけではなく、日頃から積極的に情報収集を行う必要がある。具体的には、金融先物取引業者との意見交換等を通じて、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(3) 金融先物取引業者の自主的な努力の尊重

監督当局は、私企業である金融先物取引業者の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。金融先物取引業者の監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、金融先物取引業者の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(4) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び金融先物取引業者双方の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、金融先物取引業者に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

更に、一般的に金融先物取引業者が行う業務は多様であり、その業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。

また、金融先物取引業者の監督においては、法に規定されている自主規制機関である金融先物取引業協会及び金融先物取引所が、自主規制ルール

に則り自らを律していくことにより、委託者等からの信頼を確保させるという自主規制機能を担っていることから、監督当局は、効率的で実効性ある規制及び監督を行うため、監督当局と自主規制機関双方の役割分担の明確化を図りつつ、自主規制団体との監督事務上の連携を密接に行う必要がある。

I - 2 監督指針策定の趣旨

(1) これまで金融行政は、ルールに基づく事後チェック型行政を徹底してきており、投資者の自己選択と投資者保護を根底に置いた金融機関の自助努力を促進する行政を進めてきている。多様な業務を展開している金融先物取引業者に対して「事後チェック型行政」を徹底し、監督上の対応を迅速に行うためには、日常の監督事務を通じて金融先物取引業者の経営状況や内部管理の状況などの実態を把握していることが前提となる。

このため監督指針においては、日常の監督事務を通じた金融先物取引業者の経営状況や内部管理の状況などを把握することを目的として、金融先物取引業者の監督行政はどのような視点に立つて行うべきか、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整備した。

(2) 本監督指針は、金融先物取引業者の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の金融先物取引業者に一律に求めているものではない。

従って、本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、金融先物取引業者としての対応が業務の適切性及び財務の健全性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。

一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、金融先物取引業者の業務の適切性又は財務の健全性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

(3) 財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は本監督指針に基づき管轄金融先物取引業者の監督事務を実施するものとし、金融庁監督局証券課にあっても同様の扱いとする。なお、監督指針の策定に伴い、事務ガイドライン（「第三分冊：金融会社関係」のうち、「8 金融先物取引業関係」）は廃止することとする。

Ⅱ. 金融先物取引業者の監督に当たっての評価項目

Ⅱ－１ 経営管理

日常の金融先物監督業務においては、金融先物取引業者の業務執行に対する経営陣の監督が有効に機能しているかといった観点から、金融先物取引業者の経営管理のあり方について検証していく必要がある。

(1) 主な着眼点

金融先物取引業者の経営にとって重大な役割を果たすべき代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、委員会等設置会社における各委員会及び執行役、理事長、理事、監事並びに内部監査部門等が、その機能を適切に発揮し、与えられた責務を全うしているかどうかを留意して監督するものとする。

具体的には、金融先物取引業者に対するヒアリングのほか、検査結果通知のフォローアップ、金融先物事故等届出書の受理等の通常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融先物取引業者の経営管理上の課題等（金融先物取引業者の主要株主及び金融先物取引業者を子法人とする持株会社が金融先物取引業者の経営管理に与える課題を含む。）については、上記の着眼点に基づきながら、原因及び改善策等について、ヒアリングを実施し、必要に応じ、法第85条第1項に基づき報告書を徴求することにより、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

なお、金融先物取引業者のみならず、必要に応じ、金融先物取引業者の主要株主及び金融先物取引業者を子法人とする持株会社に対しても、法第85条第2項の規定に基づき報告徴求を行い、金融先物取引業者の経営管理に与える影響等を把握することとする。

更に、上記ヒアリング又は報告徴求等の結果、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当と認められるときには、法第86条の規定に基づき金融先物取引業者に対して業務改善命令を発出するものとする。

Ⅱ－２ 財務の健全性等

金融先物取引業者の自己資本規制は、金融先物取引業者の業務が市場環境の変化等に影響されやすいことを踏まえ、市況の急激な変化に伴う収入の減少や保有資産の価値の下落等に直面した場合においても、金融先物取引業者の財務の健全性を保つことにより、委託者等の保護に万全を期すことを目的としている。金融先物取引業者は適切な自己資本規制比率を維持すること等を通じて、その業務に伴うリスクを総体的に把握・管理し、各種リスクが顕在化した場合でもそれに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産（すなわち、固定化されていない自己資本）を保持しなければならない。当局としては、自己責任原則の下で行われる適切な自己資本規制比率の維持等を補完する役割を果たすものとして、オフサイト・モニタリングや適切な算出のための以下の留意事項等を通じ、金融先物取引業者の財務の健全性の確保のための自主的な取組みを促していく必要がある。

なお、証券会社については、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第19条第2項に規定する届出をもって、金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令第19条第2項に規定する届出に代えることができるものとする。

Ⅱ－２－１ 自己資本規制比率の正確性

自己資本規制比率の算出の正確性については、法第82条第1項及び金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令（以下「自己資本府令」という。）の規定を十分に踏まえ、以下の点に留意して検証するものとする。

（１）劣後債務・劣後特約付社債の適格性について

- ① 金融先物取引業者が劣後特約付借入金を借り入れた場合又は劣後特約付社債を発行した場合は、少なくとも破産手続開始及び会社更生といった劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に上位債権者を優先させる契約内容となっているか。
- ② 自己資本府令第2条第2項各号又は同条第3項各号に掲げる性質のすべてを有しているか。
- ③ 上位債権者に不利益となる変更、劣後特約に反する支払いを無効とする契約内容となっているか。
- ④ 次のような場合には、自己資本府令第2条第4項第3号に規定する劣

後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に意図的に資金の提供を行っているものとして、当該資金の額を控除しているか。

イ. 当該借入先又は当該保有者に劣後特約付借入金を供与している場合又はこれらの者が発行した劣後特約付社債を保有している場合（証券業を兼業する業者において、当該劣後特約付社債を、引受けにより取得したもので保有期間が6月を超えない場合及びマーケットメイク等のために一時的に保有している場合を除く。）。

ロ. 当該借入先又は当該保有者に、経営再建・支援・資本増強協力目的として、資金の貸付けを行っている場合。

ハ. 当該借入先又は当該保有者の株券その他の有価証券等を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、新たに引き受けている場合（経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、当該株券その他の有価証券等を、純投資目的等により流通市場等からの調達により保有している場合、証券業を兼業する業者において、当該劣後特約付社債を、引受けにより取得したもので保有期間が6月を超えない場合及びマーケットメイク等のために一時的に保有している場合を除く。）。

（2）控除資産から控除する担保金等について

自己資本府令第3条第2項及び第3項の規定に基づき土地・建物の時価額等を控除している場合又は同条第5項及び第6項の規定に基づき担保金その他の資産の時価額を控除している場合においては、次の点に留意の上、控除額が適切であるか確認するものとする。

- ① 土地・建物の時価額等を控除している場合に、当該土地・建物の時価額が適切に算出されているか。
- ② 担保金その他の資産の時価額を控除している場合に、当該担保金その他の資産が担保としてふさわしいものであるか、並びにその時価額及び当該時価額から控除すべき市場リスク相当額が適切に算出されているか。

（3）リスク相当額の把握について

自己資本府令第4条第4項の規定に基づき、以下の点に留意の上、業務の態様に応じた合理的な方法により、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、毎営業日、把握しているかを確認するものとする。

- ① すべての保有する有価証券等の時価額（月末にあつては、客観性の検証を行った時価額）に基づき、市場リスク相当額を適切に把握しているか。ただし、月末以外においては、固定化されていない自己資本の額に比しポジションが恒常的に小さい等、重要性の乏しいものについては、

概算により把握することができるものとする。

② 対象となるすべての取引又は資産等の与信相当額に基づき、取引先リスク相当額を適切に把握しているか。ただし、月末以外においては、未収入金及び未収収益については、金融収益に係るもの及び経過的に約定日に計上されるもの（決済日又は受渡日に入金されなかったものを除く。）を除くことができるものとする。

③ 市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、毎営業日、リスク管理について責任を負っている取締役が了知しているか。特に、顧客から約定元本の一定率の証拠金（保証金）の預託を受け、差金決済による外国為替の売買を行う取引（以下「いわゆる外国為替証拠金取引」という。）を行っている金融先物取引業者については、為替相場の急激な変動などが財務の健全性や自己資本に及ぼす影響を的確かつ適正に把握できるリスク管理及び内部管理態勢を整備しているか。

（４）保有する有価証券のうち貸し付けたものについては、取引先リスク相当額に加え、市場リスク相当額を算出しているか。

Ⅱ－２－２ 金融先物取引業者の自己資本規制比率が法令に定められた水準を下回った場合の監督上の対応

金融先物取引業者の経営の健全性を確保していくための手法として、法第82条第1項に基づき、自己資本規制比率による「早期是正措置」が定められており、金融先物取引業者はその健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みをする必要がある。

このため、自己資本規制比率が法令に定められた水準を下回った場合の監督上の対応として、以下に掲げるような措置を講ずることにより、金融先物取引業者に早期の改善を促していくものとする。

（１）自己資本府令第19条第3項の規定に基づく届出があったときは、届出書に添付された「自己資本規制比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書」を確認するとともに、ヒアリング等を通じて自己資本規制比率の当面の見通し等について確認し、自主的な金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

なお、長期に亘り、自己資本規制比率が140%を下回っている場合や繰り返し140%を下回っている場合は、法第85条第1項に基づく報告徴求を行う等により当該金融先物取引業者の自己資本規制比率の状況の把握に努めるものとする。

また、自己資本府令第19条第5項の規定に基づく届出書が提出されるまでの間、営業日ごとの自己資本規制比率に関する届出書の確認やヒアリングを行う等により、当該金融先物取引業者の自己資本規制比率の状況や各リスクの状況の把握に努めるものとする。

- (2) 上記の届出において、自己資本規制比率が120%を下回っている場合は、届出書に添付された「自己資本規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書」を確認するとともに、必要に応じて法第85条第1項に基づく報告徴求を行う等により、自己資本規制比率回復のための具体的方策及び時期、顧客資産の区分管理の状況、資金繰りの状況を把握し、改善のための努力を促すこととする。
- (3) 上記(2)の状態において、報告徴求やヒアリング等により把握した当該金融先物取引業者の状況を踏まえ、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認める場合には、
- ① 自己資本規制比率について、法定の自己資本規制比率を回復し、恒常的に維持するための方策(その具体的内容及び実施時期を含む。)を立案し、講ずること、
 - ② 不測の事態に備え、金銭、有価証券等の適切な保全管理、資金繰りのきめ細かな管理等により委託者等の保護のために万全の措置を講ずること、
 - ③ 会社財産を不当に消費する行為を行わないこと、
 - ④ 自己資本規制比率回復のための具体策を反映した日々ベースの貸借対照表、資金繰り及び自己資本規制比率の見通しを策定すること、等について、法第86条に基づく命令の発出を行うこととする。

II-2-3 市場リスク管理態勢

市場リスクとは、金利、為替、有価証券等の価格等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産(オフ・バランス取引に係るポジションを含む。)の価格が変動し損失を被るリスク及びそれに付随する信用リスク等を併せたものであり、金融先物取引業者は、市場リスクを適切に管理していくことが重要である。

(1) 主な着眼点

総合的な市場リスク管理態勢の整備、適切なリスク認識と評価、ポジション枠等の適切な設定と管理、役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、市場リスクが適切に管理されているか。

(2) 監督手法・対応

月次のオフサイト・モニタリング報告やそれに基づくヒアリング等を通じて、市場リスクの状況やリスク管理態勢の把握に努めるものとし、必要に応じて法第85条第1項に基づく報告徴求を行い、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

(3) 具体的取扱い

① 自己売買業務に係る適切なリスク管理

自己売買に係る市場リスクの把握・管理に当たっては、自己資本府令第4条第4項の規定に基づき市場リスク相当額を毎営業日把握することに加え、以下の点に留意するものとする。

イ. 自己売買業務に係る適切なリスク管理

- a 自社の財務状況等を十分に勘案した適正な自己資本規制比率を設定した上で、自己売買業務に割り当てることができる最大許容市場リスク額又はこれに相当する合理的な限度枠・リスク額等（以下「許容市場リスク額等」という。）を設定すること。
- b 許容市場リスク額等の範囲内で自己売買業務が日々適切に行われているかモニターすること。
- c 許容市場リスク額等については、自己売買の損益等自社の財務状況の変化等に応じ、設定した自己資本規制比率を維持する観点から、適時見直す等必要な措置を講ずること。

ロ. 日中における自己売買業務の適切な管理

- a 自己売買業務については、許容市場リスク額等の範囲内で行われることを管理する体制を整備すること。
- b 日中における自己売買業務が許容市場リスク額等の範囲内で行われることの管理については、イに代え、自己売買業務に係る現在の管理手法を勘案した、例えば以下のようなポジション額を用いた近似的な手法により行うことができる。
 - i 日中の各時点でのポジション額の合計に、社内であらかじめ定めた日中の損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを適時確認する手法
 - ii 日中の各時点までのポジション額の累計に、社内であらかじめ定めた日中の損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを適時確認する手法
 - iii ①で設定した許容市場リスク額等を踏まえたポジション限度枠をトレーダー毎又はユニット毎に配分した上で、当該ポジション限度枠の遵守状況を適時確認する手法

ハ. 財務の健全性に大きな影響を与える状況が確認された場合において、適切な措置が講じられる体制を整備すること。

② 市場リスク算出方法を選択する合理的な理由の確認

自己資本府令第5条第2項の規定に基づき、リスク・カテゴリーごと、業務の種類ごとに、標準的方式又は内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出している場合には、次の点に留意の上、その合理的な理由があるか確認するものとする。

イ. リスク・カテゴリーごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合

- a リスク・カテゴリーごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。
- b 市場リスク全体を統合的に把握する部署が他の部署から独立して存在しているか。

ロ. 業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合

- a 業務の種類ごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。
- b 市場リスク全体を統合的に把握する部署によりリスク・カテゴリーごとの市場リスク相当額が把握される体制となっているか。

③ 指定国の代表的な株価指数

標準的方式により株式リスク相当額を算出する場合において、次に掲げる株価指数以外のものを指定国の代表的な株価指数としているときは、取引の状況等に鑑み、その国の代表的な株価指数としてふさわしいか確認するものとする。

- a 日本国 日経平均株価指数、日経 300 株価指数、東京証券取引所株価指数
- b アメリカ合衆国 S & P 500 株価指数
- c イタリア共和国 M I B 30 株価指数
- d オーストラリア連邦 オール・オーディナリー株価指数
- e オランダ王国 E O E 株価指数
- f カナダ T S E 35 株価指数
- g グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国 F T S E - 100 株価指数、F T S E - M i d 250 株価指数
- h スイス連邦 S M I 株価指数
- i スウェーデン王国 O M X 株価指数
- j スペイン I B E X 株価指数
- k ドイツ連邦共和国 D A X 株価指数

- l フランス共和国 C A C 40 株価指数
- m ベルギー王国 B E L 20 株価指数
- n 香港 ハンセン株価指数

④ 国際機関

標準的方式により金利リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行及び欧州評議会社会開発基金は、国際機関に該当するものとする。

⑤ 内部管理モデルに係る外部監査結果の確認

内部管理モデル方式を利用している金融先物取引業者に対しては、毎年、前年度におけるリスクの計測の過程及びリスク計測モデルに係る外部監査の結果を確認するものとする。

⑥ 国債の入札前取引

国債の入札前取引を行う場合の表面利率等発表前における自己資本規制比率の算出については、以下のとおり取り扱うことに留意するものとする。

イ. リスク相当額の算出に当たっては、算出時点の流通市場における実勢価格を考慮して合理的に算定された利率、又は当該取引の対象となる国債と償還年限及び発行形式が同一である国債の直近発行例における表面利率（利率が「基準金利－ α 」により決定される国債については、「直近の基準金利－前回債の α 」）を、仮の表面利率として利用するものとし、その際、当該計算方法については、継続して使用すること。

ロ. 当該国債に係る入札が実施され、銘柄名、表面利率等が発表された際には、遅滞なく、当該表面利率等に基づき再計算を実施し、当該表面利率発表日以降の自己資本規制比率の計算に適用すること。

II-2-4 取引先リスク管理態勢

取引先リスクとは、信用を供与する取引先等が義務を履行しないことなどにより、金融先物取引業者が損失を被るリスクである。

金融先物取引業者は、取引先リスクを適切に管理していくことが重要である。

(1) 主な着眼点

総合的な取引先リスク管理態勢の整備、適切なリスク認識と評価、新商品・新規業務導入時の社内検証の実施、役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、取引先リスクが適切に管理されているか。

(2) 監督手法・対応

月次のオフサイト・モニタリング報告やそれに基づくヒアリング等を通じて、取引先リスクの状況やリスク管理態勢の把握に努めるものとし、必要に応じて法第 85 条第 1 項に基づく報告徴求を行い金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

(3) 具体的取扱い

① 与信相当額から控除している担保金等の確認

自己資本府令第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき担保金その他の資産の時価額を控除している場合においては、次の点に留意の上、控除額が適切であるか確認するものとする。

イ. 当該担保金その他の資産が担保としてふさわしいものであるか。

ロ. 当該担保金その他の資産の時価額及び当該時価額から控除すべき市場リスク相当額が適切に算出されているか。

② 法的に有効な相対ネットティング契約の確認

取引先リスク相当額を算出する場合において、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引について、相殺した後の額により与信相当額を算出しているときは、次の点を確認するものとする。

イ. その法的有効性について、取引の相手方が破綻した場合又は取引の相手方との間で紛争が生じた場合に、関連する法律に照らして、金融先物取引業者の与信が当該ネットティング契約の下で相殺された金額に留まると所管の裁判所又は監督機関が合理的に判断するであろうことを示す、法的見解（リーガル・オピニオン）を書面により確認しているか。

ロ. 関連する法律等について、少なくとも、次に掲げるものを調査しているか。

a 取引の相手方に設立の免許又は許可を与えた国の法律及び取引の相手方の国外の営業所又は事務所の所在する国の法律

b ネットティングの対象となる個々の取引に係る法律とネットティングの根拠

- ネットィングを行うために必要な契約に係る法律とネットィングの根拠

③ 保証予約の確認

形式及び名義の如何にかかわらず、将来において債務保証契約の成立を約する契約を保証予約として取引先リスク相当額を算出しているか確認するものとする。この場合において、名義上、経営指導念書（子会社等が金融機関等から借入れを行う際に子会社等への監督責任を認め、子会社等に対し経営指導等を行うことを約して債権者に差し入れる文書をいう。）であっても、その記載内容に基づく法的効力が債務保証又は保証予約と同様と認められるもので、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 58 条の規定により貸借対照表に注記しなければならないものは、保証予約に該当するものとする。

④ 債務超過と認められた法人の確認

公表又は未公表を問わず、検査部局による検査又は外部監査の結果等により、債務超過と認められた法人は、自己資本府令別表第 18 備考 5 (4) の「客観的に債務超過状態にあると認められた法人」に該当する。

⑤ 連結財務諸表提出会社の確認

自己資本府令別表第 18 備考 3 に規定する連結財務諸表提出会社が付与されている指定格付により取引先リスク相当額を算出することができる連結子会社とは、連結決算の対象会社であって、当該連結決算について適切な外部監査を受けているものをいうことに留意し、当該事実を監査報告書により、適宜、確認するものとする。また、関係会社に対する与信相当額及び取引先リスク相当額の計算については、その内容が適正であることを、契約書及び監査報告書等を参考に、適宜、モニタリングするものとする。

⑥ 国際機関

標準的方式により取引先リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行及び欧州評議会社会開発基金は、国際機関に該当するものとする。

Ⅱ－３ 業務の適切性

Ⅱ－３－１ 法令等遵守態勢

(1) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の整備

金融先物取引業者が、金融先物市場の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、金融先物取引業者に対する委託者等からの信頼を確立し、ひいては金融先物市場の信頼を確保する上で、重要である。法令等遵守態勢の整備については、例えば以下のような点に留意して監督することとする。

- ① コンプライアンスが経営の最重要課題の一つとして位置付けられ、その実践に係る基本的な方針、更に具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）等が策定されているか。また、これらの方針等は役職員に対してその存在及び内容について周知徹底が図られ、十分に理解されるとともに、日常の業務運営において実践されているか。
- ② 実践計画や行動規範は、定期的又は必要に応じ随時に、評価及びフォローアップが行われているか。また、内容そのものの見直しが行われているか。
- ③ コンプライアンス関連の情報が、営業部門、コンプライアンス担当部署／担当者、経営陣の間で、的確に連絡・報告される体制となっているか。
- ④ コンプライアンスに関する研修・教育体制が確立・充実され、役職員のコンプライアンス意識の醸成・向上に努めているか。また、研修の評価及びフォローアップが適宜行われ、内容の見直しを行うなど、実効性の確保に努めているか。
- ⑤ 金融先物取引業者の内部管理体制を強化し、適正な営業活動の遂行に資するため、金融先物取引業者における法令諸規則等の遵守状況を管理する業務を担う者として、金融先物取引業協会の規則で定めるところにより設置される内部管理責任者の機能が十分に発揮される態勢となっているか。また、内部管理責任者等の機能の発揮状況について、その評価及びフォローアップが行われているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融先物取引業者の法令等遵守態勢上の課題については、上記の着眼点に基づきながら、必要に応じ、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握するためのヒアリングを実施し、又は法第 85 条第 1 項に基づき報告書を徴求することにより、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、上記ヒアリング又は報告徴求の結果、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当と認められるときには、法第 86 条の規定に基づき業務改善命令を発出し、また、不正又は著しく不当な行為が認められ、その情状が特に重い場合等には、法第 87 条第 1 項の規定に基づき業務停止等を命ずるものとする。

II-3-2 金融先物事故等に対する監督上の対応

金融先物事故等^(注)に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

(注) 金融先物事故等とは、次のいずれかをいう。

- i) 施行規則に規定する法令又は諸規則に反する行為。
- ii) 金融先物取引業者又はその役職員が金融先物業に関して告発等を受けたとき。
- iii) その他金融先物取引業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来たす行為又はそのおそれのある行為であって i) ii) に掲げる行為に準ずるもの。

(1) 主な着眼点

① 金融先物事故等の発覚の第一報

金融先物取引業者において金融先物事故等が発覚し、当該金融先物取引業者から第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。なお、金融先物取引業者から第一報がなく届出書の提出があった場合にも、同様の取扱いとする。

イ. コンプライアンス規程等に則った内部管理部門、内部監査部門への迅速な報告及び取締役会等への報告。

ロ. 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報。

ハ. 事故等とは独立した部署（内部監査部門等）での事故等の調査・解明の実施。

② 業務の適切性の検証

金融先物事故等と金融先物取引業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。

- イ. 当該事故等の発覚後の対応が適切か。
- ロ. 当該事故等への役職員の関与はないか、組織的な関与はないか。
- ハ. 当該事故等の内容が金融先物取引業者の経営等に与える影響はどうか、顧客や金融先物市場に与える影響はどうか。
- ニ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか。
- ホ. 再発防止のための改善策の策定や自浄機能が十分か、関係者の責任の追及は明確に行われているか。
- ヘ. 事故等による損失の全部又は一部を補てんするために財産上の利益の提供を行う場合に、提供する財産上の利益及びその算定根拠の記録簿を整備しているか。また、その実行状況を、営業部門から独立した内部管理部門等においてチェックする体制が整備されているか。

(2) 監督上の措置

金融先物事故等届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施し、必要に応じ、法第 85 条第 1 項に基づき報告徴求を行うものとする。

更に、上記ヒアリング又は報告徴求の結果、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当と認められるときには、法第 86 条の規定に基づき業務改善命令を発出し、また、不正又は著しく不当な行為が認められ、その情状が特に重い場合等には、法第 87 条第 1 項の規定に基づき業務停止等を命ずるものとする。

II-3-3 営業員管理体制

金融先物取引業者は、顧客の知識・経験等に照らして適正な勧誘の履行を確保する観点から、営業員の勧誘実態の把握及び法令等遵守の徹底が重要であるが、その徹底に当たっては、以下の点に特に留意するものとする。

(1) 主な着眼点

① 営業員の勧誘実態の把握

- イ. 勧誘実態の把握について、例えば、各営業部門における管理責任者等は、必要に応じて顧客と直接面談等を行うことにより、その実態の把握に努め、適切な措置を講じているか。
- ロ. 内部管理部門においては、勧誘実態の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、必要に応じて、その

状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する体制を構築しているか。

② 役職員の法令等遵守意識の徹底

イ. 役職員の法令等遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事例研修及び外部研修等を実施し、役職員の法令等遵守意識の向上を図っているか。

ロ. 内部管理部門においては、各種研修の内容及び実施状況を把握・検証し、内容等を見直すなど、その実効性を高める措置を講じているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融先物取引業者の営業員管理体制上の課題については、上記の着眼点に基づきながら、必要に応じ、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握するためのヒアリングを実施し、又は法第 85 条第 1 項に基づき報告書を徴求することにより、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、上記ヒアリング又は報告徴求の結果、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適切と認められるときには、法第 86 条の規定に基づき業務改善命令を発出し、また、不正又は著しく不当な行為が認められ、その情状が特に重い場合等には、法第 87 条第 1 項の規定に基づき業務停止等を命ずるものとする。

II-3-4 苦情処理体制

金融先物取引業者が顧客からの苦情や問合せに迅速かつ適切に対応し、顧客の理解を得ようとすることは、金融先物取引業者にとって、まさに委託者等の保護の一環をなす最も重要な活動の一つである。これらの活動が適切に行われなければ、金融先物取引業者に対する信頼性の向上もままならないことから、金融先物取引業者による苦情処理体制について例えば以下のような点に留意して監督することとする。

(1) 主な着眼点

① 苦情等に対する会社の取組み

取締役会は、顧客からの苦情等によって、自社の信用失墜等の不利益を被るおそれがあることを認識し、適切な方策を講じているか。

② 苦情等処理体制の整備

苦情等の担当部署や処理手続が明確に定められ、迅速かつ適切に処理・対応が行われる体制となっているか。苦情等の内容は、経営に重大な影響を与え得る事案であれば、速やかに内部監査部門や取締役会に報告し、また、その他の事案についても定期的に処理内容等を内部監査部門や取締役会に報告するなど、情報共有が図られる体制となっているか。

③ 顧客説明の履行

申出のあった内容に関し、顧客に対し十分に説明が行われているか。苦情等の対応状況について、適切にフォローアップが行われる態勢となっているか。

また、顧客から、当該顧客の取引状況等に係る情報について開示要請があった場合に、個人情報保護法の規定等に従い、適切に開示等が行われているか。

③ フィードバック

苦情等の内容は、適切かつ正確に記録・保存されるとともに、記録の蓄積と分析を行うことによって、勧誘態勢や事務処理態勢の改善、再発防止策の策定等に十分活用されているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務等を通じて把握された、金融先物取引業者の苦情処理体制上の課題については、上記の着眼点に基づきながら、必要に応じ、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握するためのヒアリングを実施し、又は法第 85 条第 1 項に基づき報告書を徴求することにより、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、上記ヒアリング又は報告徴求の結果、公益又は委託者等の保護のため必要かつ相当と認められるときには、法第 86 条の規定に基づき業務改善命令を発出し、また、不正又は著しく不当な行為が認められ、その情状が特に重い場合等には、法第 87 条第 1 項の規定に基づき業務停止等を命ずるものとする。

II-3-5 取引一任勘定取引

(1) 主な着眼点

① 関係外国金融先物取引業者との取引一任勘定取引契約について

金融先物取引法施行規則（平成元年 3 月 17 日大蔵省令第 18 号）（以下「施行規則」という。）第 23 条第 1 項第 1 号の規定に基づく契約の締結に当たっては、以下の点に留意して行うものとする。

イ. 当該契約に係る取引を執行する部門と他の委託取引を受託・執行す

る部門が、明確に分離されていること。

ロ. 業務に関する帳簿書類の作成において、当該契約に係る取引であることが判別可能な方法により処理される必要があること。

② 取引一任勘定取引の適用除外の範囲

施行規則第 23 条第 1 項第 3 号及び同項第 4 号における特定同意は、次に掲げる同意を含む。

イ. 特定の対価の額又は約定数値（あらかじめ定める方式により決定される対価の額又は約定数値を含む。）以上又は以下。

ロ. 特定の対価の額又は約定数値を基準値として適切な幅を特定したものの。

ハ. 金融先物取引業者に一日の取引の中で最良執行を要請した上で対価の額又は約定数値について当該金融先物取引業者が裁量で定めること。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融先物取引業者の行為規制上の課題については、必要に応じ、法第 85 条第 1 項に基づき報告徴求を行うものとする。

更に、上記ヒアリング又は報告徴求の結果、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当と認められるときには、法第 86 条の規定に基づき業務改善命令を発出し、また、不正又は著しく不当な行為が認められ、その情状が特に重い場合等には、法第 87 条第 1 項の規定に基づき業務停止等を命ずるものとする。

II-3-6 適合性原則

金融先物取引業者は、顧客の知識・経験等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、受託等に当たっては、顧客の資産、リスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、過大な投機的取引の防止に努めることが必要である。

こうした取扱いを確保するためには、顧客及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが重要であることから、例えば以下のような点に留意して監督するものとする。

(1) 主な着眼点

① 顧客の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底

イ. 勧誘に当たっては、具体的、客観的な取引開始基準を定め、顧客の知識・経験等について、例えば、顧客カードの整備等により、適時の

把握に努めるとともに、当該取引開始基準に基づき適正な勧誘を行うよう役職員に徹底しているか。

ロ． 内部管理部門においては、顧客情報の把握及び管理の状況を常に確認するように努め、必要に応じて、顧客情報に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを行う等、その実効性を確保する体制構築に努めているか。

② 顧客の取引実態の的確な把握及びその効果的活用

イ． 顧客の取引実態の把握については、例えば、顧客口座毎の売買損益、評価損益、取引回数、手数料の状況等といった取引状況を、顧客の取引実態を把握する際の参考とするなどしているか。

ロ． 取引実態の把握において、取引内容を直接顧客に確認する必要があると判断した顧客については、例えば各営業部門における管理責任者等（担当者以外の責任者）による顧客面談等を適時・適切に実施し、取引実態の的確な把握に努めているか。

ハ． 内部管理部門においては、各営業部門における管理責任者等が行う顧客面談等に係る具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、顧客面談等の状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する体制を構築するよう努めているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務等や、事故報告等を通じて把握された、金融先物取引業者の適合性の原則の遵守に係る課題については、上記の着眼点に基づきながら、必要に応じ、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握するためのヒアリングを実施し、又は法第 85 条第 1 項に基づき報告書を徴求することにより、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、上記ヒアリング又は報告徴求の結果、公益又は委託者等の保護のため必要かつ相当と認められるときには、法第 86 条の規定に基づき業務改善命令を発出し、また、不正又は著しく不当な行為が認められ、その情状が特に重い場合等には、法第 87 条第 1 項の規定に基づき業務停止等を命ずるものとする。

II-3-7 不招請勧誘の禁止

金融先物取引の勧誘においては、一部において、電話や戸別訪問による勧誘を受け、リスクや取引の仕組みなどについて十分に理解しないまま受動的に取引を開始したことによるトラブルから社会問題に発展していることに鑑み、法第 76 条第 4 号において、金融先物取引業者が、受託契約等の締結の勧

誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘すること（いわゆる「不招請勧誘」）が禁止されている。

一方、施行規則第 23 条第 6 項第 1 号及び同項第 2 号の規定により、継続的取引関係にある顧客に対して受託契約等の締結を勧誘する行為、並びに外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する勧誘であって、当該法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために受託契約等の締結を勧誘する行為は認められている。

こうした取扱いを確保するため、金融先物取引業者は、顧客からの招請状況等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、顧客の招請状況及び過去の取引実態等を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが重要であることから、例えば以下のような点に留意して監督するものとする。

（１）主な着眼点

① 不招請勧誘への該当性

- イ. 規則第 23 条第 6 項第 1 号に規定する「未決済の金融先物取引の残高を有する者」には、権利行使期間が満了していないオプションを有する者を含む。
- ロ. 法第 76 条第 4 号に規定する「受託契約等の締結を勧誘すること」には、勧誘を行ってよいか否かを尋ねることが含まれる。
- ハ. 広告等を見た一般投資家が、金融先物取引業者に対して電話等により、一般的な事項に関する照会や取引概要に関する資料請求を行ったことのみをもって、当該投資家が「受託契約等の締結の勧誘の要請」を行ったとみなすことはできない。

② 顧客からの招請状況等の把握

- イ. 顧客からの招請状況及び過去の取引実態等について、例えば、顧客カードの整備等により、適時の把握に努めるとともに、勧誘に当たっては、当該顧客からの招請状況及び過去の取引実態等に則した適正な勧誘に努めるよう役職員に徹底されているか。
- ロ. 顧客からの招請状況及び過去の取引実態等の顧客情報の管理について、具体的な取扱方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底すること。特に、顧客情報については、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で取扱方法を定めているか。
- ハ. 内部管理部門においては、顧客からの招請状況及び過去の取引実態等の把握及び顧客情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを行う等、その実効性を確保する体制構築に努めているか。

（２）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融先物取引業者の不招請勧誘に関する課題については、上記の着眼点に基づきながら、必要に応じ、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握するためのヒアリングを実施し、又は法第 85 条第 1 項に基づき報告書を徴求することにより、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、上記ヒアリング又は報告徴求の結果、公益又は委託者等の保護のため必要かつ相当と認められるときには、法第 86 条の規定に基づき業務改善命令を発出し、また、不正又は著しく不当な行為が認められ、その情状が特に重い場合等には、法第 87 条第 1 項の規定に基づき業務停止等を命ずるものとする。

II-3-8 広告規制及び契約締結前の書面の交付等

金融先物取引の勧誘においては、一般顧客に対する不招請勧誘が禁止されており、委託者等は、まず金融先物取引業者が広く一般に対して行う広告等を判断材料として業者を選択した上で、自らの判断に基づき、金融先物取引業者へ明示的な要求を行い、勧誘を受けることとなるため、金融先物取引業者が自らの業務内容や取扱商品の内容について、委託者等に情報を正しく伝えることが必要である。

このような取扱いを確保するため、法においては、金融先物取引業者に対して、広告規制（法第 68 条及び第 69 条）、契約締結前の書面の交付及び説明義務（法第 70 条）、成立した取引に係る書面の交付義務（法第 71 条）等を課しているが、その履行においては、以下の点に留意することとする。

(1) 主な着眼点

① 広告規制

- イ. 取次ぎ等が行える金融先物市場又は海外金融先物市場等について誤解させるような表示をしていないか留意するものとする。
- ロ. 損失が一定比率以上になった際に、自動的に反対取引により決済する契約（以下「ロスカットルール」という。）が設けられている場合であっても、相場の急激な変動により委託証拠金その他の証拠金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、その旨が適切に表示されているか留意するものとする。
- ハ. 不当景品類及び不当表示防止法又は屋外広告物法に基づく都道府県の条例その他の法令に違反するおそれのある広告をしていないか留意するものとする。

② 明瞭かつ正確な表示

広告において法第 68 条に規定する項目を表示する場合に、施行規則第 17 条の 2 に規定する「明瞭かつ正確な表示」がなされているか否かの判断に当たっては、具体的に以下の点に留意することとする。

- イ. 当該広告に表示される他の事項に係る文字と比較して、使用する文字の大きさ、形状及び色彩において、不当に目立ちにくい表示を行っていないか。
- ロ. 取引の長所に係る表示のみを強調し、短所に係る表示が目立ちにくい表示を行っていないか。
- ハ. 当該広告を画面上に表示して行う場合に、表示すべき事項の全てを判読するために必要な表示時間が確保されているか。

③ 契約締結前の書面の交付及び説明義務

- イ. 施行規則第 19 条第 1 項第 4 号ハに規定する「カバー取引相手方」については、複数のカバー取引相手方がある場合は、その全てを記載することとする。ただし、銀行間外国為替市場（いわゆる「インター・バンク市場」）参加者が当該取引をインター・バンク市場において行う場合であって、あらかじめカバー取引相手方が特定できない場合には、その旨を記載すれば足りるものとする。
- ロ. 施行規則第 19 条第 1 項第 4 号リに規定する「顧客が当該受託契約等に係る金融先物取引に関し預託すべき取引証拠金、取次証拠金又は委託証拠金及びその他の保証金の種類及び計算方法」には、最低証拠金に関する事項を含むものとする。
- ハ. 施行規則第 19 条第 1 項第 4 号ルに規定する「店頭金融先物取引に関し顧客の判断に影響を与える重要な事項」には、当該取引に係る通貨等、金融指標又は店頭金融オプションの売付けの価格及び買付の価格等の決定方法に関する事項を含むものとする。
- ニ. 施行規則第 19 条第 1 項第 4 号ルに規定する「店頭金融先物取引に関し顧客の判断に影響を与える重要な事項」には、通貨間の金利差調整額（以下「スワップポイント」という。）、ロスカットルールに関する事項（ロスカットルールが設けられている場合であっても、相場の急激な変動により委託証拠金その他の保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、その旨を含む。）、及び証拠金の総額が、相場の変動等により必要額より不足した場合に追加しなくてはならない証拠金等（いわゆる「追証」）に関する事項を含むものとする。
- ホ. スワップポイントについては、顧客が受け取る場合と支払う場合の双方があり、また、結果として損失が生じることとなるおそれがある場合に、その旨が適切に表示されているか留意するものとする。
- ヘ. 金融先物取引をインターネットを通じて行う場合において、法第 70 条第 1 項に規定する契約締結前の書面を交付した際の説明を、インタ

ーネットを介して行う場合には、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、委託者等が理解した旨を確認することにより、当該説明を行ったものとする。

④ 委託証拠金等の受領に係る書面の交付

施行規則第 21 条に規定する委託証拠金等の受領に係る書面への記載事項のうち、「金融先物取引業者が委託証拠金その他の保証金を受領した日付」については、各社において顧客との間で約した取決めにに基づき、入金された当日又は翌営業日等とすることができるものとする。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融先物取引業者の広告規制及び書面交付義務等に関する課題については、上記の着眼点に基づきながら、必要に応じ、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握するためのヒアリングを実施し、又は法第 85 条第 1 項に基づき報告書を徴求することにより、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、上記ヒアリング又は報告徴求の結果、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当と認められるときには、法第 86 条の規定に基づき業務改善命令を発出し、また、不正又は著しく不当な行為が認められ、その情状が特に重い場合等には、法第 87 条第 1 項の規定に基づき業務停止等を命ずるものとする。

II-3-9 顧客を集めての勧誘

(1) 主な着眼点

- ① セミナー等（講演会、学習会、説明会等の名目の如何を問わない。）を開催して、一般顧客等を集め、当該一般顧客等に対して金融先物取引の受託契約等の締結の勧誘（勧誘を目的とした具体的商品の説明を含む）を行う場合には、当該セミナー等にかかる広告及び送付する案内状等に、金融先物取引の受託契約等の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示することを要する。
- ② ①の「金融先物取引の受託契約等の締結を勧誘する旨をあらかじめ明示すること」には、セミナー等の名称が、金融先物取引に関連するものであることを明確に表していることを含み、セミナー等の名称が、一般的な投資に関するものであることや、他の金融商品に関するものであることは含まない。
- ③ また、当該セミナー等において、一般顧客がセミナー等の受講の継続

を希望しない旨の意思表示を行ったにもかかわらず受講させた場合（事実上強制した場合も含む。）は、金融先物取引法第76条第5号の規定に該当する。

（2）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融先物取引業者の顧客を集めて勧誘行為を行う際の勧誘方法等に係る課題については、上記の着眼点に基づきながら、必要に応じ、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握するためのヒアリングを実施し、又は法第85条第1項に基づき報告書を徴求することにより、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、上記ヒアリング又は報告徴求の結果、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当と認められるときには、法第86条の規定に基づき業務改善命令を発出し、また、不正又は著しく不当な行為が認められ、その情状が特に重い場合等には、法第87条第1項の規定に基づき業務停止等を命ずるものとする。

II-3-10 顧客に対する説明責任の履行等

金融先物取引については、相当程度の専門知識が要求されるが、一般顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、金融先物取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に委託者等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。したがって、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。

（1）主な着眼点

① 適切な商品説明等の実施

- イ. 取引を行うメリットのみを強調し、取引による損失の発生やリスク等のデメリットの説明が不足していないか。
- ロ. 商品や取引の内容（基本的な商品性、及びリスクの内容、種類や変動要因等）を十分理解させるように説明しているか。特に、元本確保型等の金融商品や外貨預金などと誤解させるような勧誘を行っていないか。
- ハ. 勧誘資料やパンフレット等の内容に不適切なものはないか。例えば、その内容が恣意的なものとなっていないか。また、広告の内容について適切な審査を行っているか。
- ニ. 金融先物取引に係る説明書をルール通り交付しているか。誤解を与える説明をしていないか。
- ホ. その他、投資判断上の重要な事項の説明不足はないか。

② 法令諸規則に適合した勧誘の確保

- イ. 勧誘に際し、誤解を生ぜしめるべき表示をしているものはないか。
- ロ. セールストーク等に虚偽や断定的な判断の表示となるようなものはないか。
- ハ. 商品や取引を説明する際の説明内容は客観的なものか、恣意的、主観的なものになっていないか。
- ニ. 第三者が作成した相場予測等を記載した資料（新聞記事、アナリストレポート等を含む）を用いて勧誘を行う場合において、当該相場予測等の内容が偏ったもののみを恣意的に利用していないか。
- ホ. その他、顧客に不当な負担となる、あるいは経済合理性に欠ける商品や取引の勧誘はないか。

③ 金融先物取引業者が取引時に表示した数値の提示等

- イ. 施行規則第 25 条の 2 第 4 号に関し、店頭金融先物取引について、金融先物取引業者が委託者等の取引時に表示した通貨等、金融指標又は店頭金融オプションの価格を、当該価格の提示を要求した当該委託者等に提示する場合には、各取引日ごとの始値、高値、安値及び終値の提示によることができる。
- ロ. 金融先物取引業者は、取引時に表示した通貨等、金融指標又は店頭金融オプションの価格について、3 年間は保存するものとする。

④ 両建て取引

- イ. 金融先物取引の受託等（証拠金その他の保証金を預託する店頭金融先物取引に限る。）につき、顧客に対し、通貨等、金融指標、店頭金融オプション又は法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する金融オプションの売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）（いわゆる「両建て取引」）の勧誘その他これに類似する行為を行っていないか。
- ロ. 顧客から両建て取引を行いたい旨の積極的意思表示があった場合や、顧客から両建て取引を行うことができるか否かについて照会があった場合に、両建て取引を行うことができる旨を告げることは、直ちに規則第 25 条第 6 号に該当するものではないものの、両建て取引について、「手数料が二重にかかること、スワップポイントにより逆ざやが生じるおそれがあること、仲値を基準とする売値及び買値の価格差（いわゆる「金融先物取引業者の受け取るスプレッド」）について委託者が二重に負担することとなることなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引である」旨に言及することなく、上記の記載又は表示を行うことは、規則第 25 条第 6 号に規定する「その他これに類似する行為」に該当する。

⑤ 法第 80 条に規定する説明書類

- イ. 法第 80 条に規定する説明書類については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態を確保しておく必要がある。
- ロ. 法第 80 条に規定する説明書類については、各金融先物取引業者が店舗に備え置いた日を記録しておくこととする。
- ハ. 法第 80 条に規定する説明書類については、法及び施行規則に規定する事項に、各金融先物取引業者の判断で、開示すべき事項を追加することは妨げないものとする。

⑥ 約定内容等の説明

金融先物取引の約定後に、約定内容（約定日時、約定金額又は約定数値等）について顧客から提示要請があった場合に、当該情報を顧客に対して適切に提示しているか。

（2）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融先物取引業者の顧客に対する説明体制等に係る課題については、上記の着眼点に基づきながら、必要に応じ、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握するためのヒアリングを実施し、又は法第 85 条第 1 項に基づき報告書を徴求することにより、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、上記ヒアリング又は報告徴求の結果、公益又は委託者等の保護のため必要かつ相当と認められるときには、法第 86 条の規定に基づき業務改善命令を発出し、また、不正又は著しく不当な行為が認められ、その情状が特に重い場合等には、法第 87 条第 1 項の規定に基づき業務停止等を命ずるものとする。

II-3-1-1 顧客情報の管理

顧客に関する情報は、金融先物取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。

特に、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく顧客情報の適切な取扱いが確保される必要がある。

（1）主な着眼点

- ① 顧客に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で役員に周知徹底を図っているか。特に、当該情報の他者への伝達については、上記の法律、保護法ガイドライン、実務指針の規定に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。
- ② 顧客情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による顧客情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスからの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。
- ③ 顧客に関する情報については、その安全管理及び従業員の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。
(安全管理について必要かつ適切な措置)
イ. 保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置
ロ. 実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置
(従業員の監督について必要かつ適切な措置)
ハ. 保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置
ニ. 実務指針Ⅱの規定に基づく措置
- ④ 顧客の人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報^(注)を、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。
(注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。
イ. 労働組合への加盟に関する情報
ロ. 民族に関する情報
ハ. 性生活に関する情報
- ⑤ 顧客情報の漏えい等が発生した場合に、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった顧客への連絡、当局への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、金融先物取引業者からの報告等を通じて把握された、金融先物取引業者の顧客情報管理体制上の課題については、上記の着眼点に基づきながら、必要に応じ、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握するためのヒアリングを実施し、又は法第85条第1項に基づき報告書を徴求することにより、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、上記ヒアリング又は報告徴求の結果、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当と認められるときには、法第 86 条の規定に基づき業務改善命令を発出し、また、不正又は著しく不当な行為が認められ、その情状が特に重い場合等には、法第 87 条第 1 項の規定に基づき業務停止等を命ずるものとする。

II-3-12 本人確認、疑わしい取引の届出

(1) 本人確認の徹底

金融先物取引業者の本人確認等に係る体制については、金融機関等による顧客等の本人確認及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成 14 年 4 月 26 日法律第 32 号）（以下「本人確認法」という。）の規定に基づき、例えば以下のような点に留意する必要がある。

① 定期的又は必要に応じ随時に、顧客取引の継続的なモニタリングを行い、かつ把握されている顧客情報との整合性の確認を行うことで、異常取引やなりすまし等の不正取引を抽出する体制となっているか。そのための顧客情報の把握を常時行い、顧客情報が最新のものであることを確保する体制となっているか。そのために、例えば以下のような措置を講じているか。

イ. 電話番号又は電子メールのアドレスが同一である顧客口座の名寄せを定期的に行い、それらのうち、住所や姓の異なる顧客口座や暗証番号が同一の顧客口座を抽出する等の方法を行った上で、取引実態の把握や顧客本人への連絡等により取引の相手方が本人であることを確認すること。

ロ. 住所・職業等の変更を適時把握すること。

② 金融先物取引業者が過去に取得した本人確認情報についての真実性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合には、本人確認書類の再提出を求めるなどして、顧客の本人確認の再確認を行っているか。なお、再確認を行うことなく当該顧客との取引を行っている場合には、本人確認法第 3 条第 1 項に規定する本人確認義務に違反する。

(2) 疑わしい取引の届出

金融先物取引業者の疑わしい取引の届出体制については、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年 8 月 18 日法律第 136 号）第 54 条の規定に基づき、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。

- ・ 疑わしい取引の届出が適切に行われる体制が整備されているか。また、疑わしい取引に関する情報を入手した際、当局に対し速やかに当該届出が行われているか。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融先物取引業者の本人確認及び疑わしい取引の届出に係る課題については、上記の着眼点に基づきながら、必要に応じ、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握するためのヒアリングを実施し、又は法第 85 条第 1 項に基づき報告書を徴求することにより、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、上記ヒアリング又は報告徴求の結果、公益又は委託者等の保護のため必要かつ相当と認められるときには、法第 86 条の規定に基づき業務改善命令を発出し、また、不正又は著しく不当な行為が認められ、その情状が特に重い場合等には、法第 87 条第 1 項の規定に基づき業務停止等を命ずるものとする。

II-3-13 事務リスク管理態勢

(1) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員（外務員を含む）が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等をおこすことにより委託者等及び金融先物取引業者が損失を被るリスクである。金融先物取引業者は、事務リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により、信頼性の確保に努める必要があることから、例えば以下の点に留意して検証することとする。

① 主な着眼点

- イ. 全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、適切な事務リスク管理体制が整備されているか。
- ロ. 事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。
- ハ. 事務部門は、十分に牽制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。事務に係る諸規程が明確に定められているか。また、当該諸規程は必要に応じ適切に見直しが行われているか。
- ニ. 内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。また、事務部門は、営業部店における事務管理態勢をチェックする措置を講じているか。両部門は、適宜連携を図り営業部店の事務水準の向上を図っているか。

(2) 事務の外部委託について

金融先物取引業者は事務の外部委託を行う場合でも、当該委託事務に係る最終的な責任を免れるものではないことから、顧客保護及び経営の健全性を確保するため、金融先物取引業者の業容に応じて、例えば以下の諸点に留意する必要がある。なお、以下の点はあくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意する。

① 主な着眼点

- イ. 外部委託の対象とする事務や外部委託先の選定に関する方針・手続が明確に定められているか。
- ロ. 外部委託している事務のリスク管理が十分に行えるような体制を構築しているか。
- ハ. 外部委託を行うことによって、検査や報告、記録の提出等監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が講じられているか。
- ニ. 委託契約によっても金融先物取引業者と顧客との間の権利義務関係に変更がなく、当該金融先物取引業者が事務を行ったのと同様の権利が確保されていることが明らかか。
- ホ. 委託事務に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、金融先物取引業者において顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための体制整備が行われているか。
- ヘ. 顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。
 - a 保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置
 - b 実務指針Ⅲの規定に基づく措置
- ト. 委託事務に係るクレーム等について、顧客から金融先物取引業者への直接の連絡窓口を設けるなど、適切な苦情相談体制が整備されているか。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融先物取引業者の事務リスク管理態勢ないし事務の外部委託管理態勢に係る課題については、上記の着眼点に基づきながら、必要に応じ、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握するためのヒアリングを実施し、又は法第85条第1項に基づき報告書を徴求することにより、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、上記ヒアリング又は報告徴求の結果、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当と認められるときには、法第86条の規定に基づき業務改善命令を発出し、また、不正又は著しく不当な行為が認められ、その情状

が特に重い場合等には、法第 87 条第 1 項の規定に基づき業務停止等を命ずるものとする

Ⅱ－3－14 システムリスク管理態勢

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い顧客や金融先物取引業者が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や金融先物取引業者が損失を被るリスクをいうが、新商品の開発や決済制度改革などに伴い金融先物取引業者のシステムは一段と高度化・複雑化し、更にコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセスや漏えい等のリスクが大きくなっている。

システムが安全かつ安定的に稼動することは、金融先物取引業者に求められる信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

(1) 主な着眼点

システムリスク管理態勢の検証については、金融先物取引業者の業容に応じて、例えば以下の点に留意して検証することとする。

① システムリスクに対する認識等

- イ. 取締役会等において、システムリスクが十分認識され、リスク管理の基本方針が策定されているか。
- ロ. システムリスクに関する情報が、適切に経営者に報告される体制となっているか。

② 適切なリスク管理体制の確立

- イ. システムリスク管理の基本方針が定められ、管理体制が構築されているか。システムリスク管理体制は、自社の業務の実態やシステム環境等に応じて常時見直され、実効性が維持される体制となっているか。
- ロ. 具体的基準に従い管理すべきリスクの所在や種類を特定しているか。
- ハ. システムリスク管理体制は、自社の業務の実態やシステム障害等の把握・分析、システム環境等に応じて見直しがされ、実効性が維持される体制となっているか。

③ システム監査

- イ. システム部門から独立した内部監査部門において、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査が行われているか。
- ロ. 監査の対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

④ 安全対策の整備

- イ. 安全対策の基本方針が策定されているか。
- ロ. 定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。

⑤ 外部委託管理

- システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。

⑥ コンティンジェンシープラン

- イ. コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。
- ロ. コンティンジェンシープランは、自社の業務の実態やシステム環境等に応じて常時見直され、実効性が維持される体制となっているか。

⑦ 障害発生時の対応

- イ. 障害発生時に、顧客に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講じているか。
- ロ. 発生した障害について、原因を分析し、それに応じた対応策をとっているか。
- ハ. 障害発生時に、速やかに当局に報告する体制が整備されているか。

(2) 監督手法・対応

① 問題認識時

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融先物取引業者のシステムリスク管理態勢上の課題については、上記の着眼点に基づきながら、必要に応じ、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握するためのヒアリングを実施し、又は法第 85 条第 1 項に基づき報告書を徴求することにより、金融先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、上記ヒアリング又は報告徴求の結果、公益又は委託者等の保護のため必要かつ相当と認められるときには、法第 86 条の規定に基づき業務改善命令を発出し、また、不正又は著しく不当な行為が認められ、その情状が特に重い場合等には、法第 87 条第 1 項の規定に基づき業務停止等を命ずるものとする。

② システム統合時

金融先物取引業者が、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を公表したとき、又はシステム統合等を公表した場合には、必要に応じて、シ

システム統合に向けたスケジュール等及びその進捗状況について、システム統合等を円滑に実施するための具体的な計画、システム統合リスクに係る内部管理体制（内部監査を含む）、その他の事項について資料の提出を求めるとともに、合併等の公表後から当該システム統合完了までの間、法第 85 条第 1 項に基づく報告を定期的に求めるものとする。

（3）システム障害時における対応

- ① コンピュータ・システムの障害の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛て報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式 1）にて当局宛て報告をを求めるものとする。

また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも 1 ヶ月以内に現状について行うこと）。

なお、財務局は金融先物取引業者から報告があった場合は直ちに金融庁監督局証券課あて連絡すること。

（注）報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、金融先物取引業者が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、

- ・ 解約代金の払い出し等に遅延、停止等が生じているもの又はその恐れがあるもの。
- ・ 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はその恐れがあるもの。
- ・ その他業務上、上記に類すると考えられるもの。

をいう。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部の A T M が停止した場合であっても他の同一店舗若しくは近隣店舗の A T M や窓口において対応が可能な場合）を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

- ② 必要に応じて法第 85 条第 1 項に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 86 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出するものとする。

Ⅲ. 金融先物取引業者の監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ－１ 一般的な事務処理等

Ⅲ－１－１ 一般的な監督事務

(1) 金融先物取引業者の経営状況の把握

金融先物取引業者の決算状況等を踏まえ、会社の経営戦略及び業務展開方針、各種リスク管理・収益管理態勢、経営管理（ガバナンス）の構築等に関して、ヒアリングを行う。また、必要に応じて、監督部局幹部による金融先物取引業者経営陣に対するトップヒアリングを実施するものとする。

(2) オフサイト・モニタリング

財務局金融先物取引業者監督担当課は、金融庁監督局証券課との十分な連携により、金融先物取引業者の経営状況等の把握については、提出された資料等を確認するなどの方法により、オフサイト・モニタリングを行うものとする。

- ① 自己資本規制比率の状況
- ② 業務、経理の状況
- ③ 顧客資産の区分管理の状況
- ④ 市場リスク
- ⑤ 取引先リスク
- ⑥ オペレーショナルリスク
- ⑦ 流動性リスク

(3) 行政処分に係る公告の留意事項

法第137条の規定に基づき行政処分の公告を行う場合は、次の事項を掲載するものとする。

- ① 商号又は名称
- ② 主たる営業所又は事務所の所在地
- ③ 登録番号
- ④ 登録年月日
- ⑤ 行政処分の年月日
- ⑥ 行政処分の内容

(4) 無登録で金融先物取引業を行っている者等の実態把握等

一般投資家等からの苦情、捜査当局からの照会、金融先物取引業者・金融先物取引業協会等からの情報提供又は新聞若しくはホームページにおける広告等から無登録で金融先物取引業を行っている疑いのある者等を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等に照会したり、直接、当該業

者に電話で確認する等の方法により、業務内容を調査するなど、積極的にその実態把握に努めるものとする。

特に、一般投資家等から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみにとどまることのないよう十分留意するものとする。

なお、具体的な対応に当たっては、下記の事項に留意するものとする。

- ① 一般投資家等からの苦情や通報等を受けて調査した結果、当該業者が無登録で金融先物取引業を行っていることが判明した場合には、別紙様式2により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換を行うものとする。
- ② 別紙様式2による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、捜査当局に対し再度連絡を行い、必要かつ適当な場合には告発を行うものとする。
- ③ 一般投資家等からの苦情や通報等を受けて調査した結果、当該業者が無登録で金融先物取引業を行っているとは断定するまでには至らない場合であっても、行っているおそれがあるものと判断される場合には、必要に応じて、別紙様式3による文書での照会、電話や面談等により業務の状況を直接確認し、更に、捜査当局への連絡及び情報交換を行うものとする。
- ④ 財務局長は、①から③までの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模等について速やかに金融庁長官へ報告するものとする。
- ⑤ 財務局長は、無登録業者等については、管理台帳（別紙様式4）を作成し、当該業者に対する一般投資家等からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておくものとする。

Ⅲ－１－２ 監督部局間の連携

（１）金融庁と財務局における連携

金融庁と財務局との間では、金融先物取引業者を監督する上で必要と考えられる情報について、適切に情報交換等を行い、リスクの存在や問題意識の共有を図る必要がある。そのため、Ⅲ－１－５に掲げる内部委任事務に係る協議等以外の情報等についても、適宜適切な情報提供や積極的な意見交換を行う等、連携の強化に努めることとする。また、財務局間におい

ても、他の財務局が監督する金融先物取引業者について、公表されていないリスクの存在や問題等を把握したときは、適宜監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。

(2) 管轄財務局長等との連絡調整

- ① 金融庁長官又は財務局長は、他の財務局長が管轄する区域における営業所又は事務所の設置、位置の変更、名称の変更、廃止、営業の休止及び再開に係る届出書を受理した場合は、その写しを当該営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。
- ② 金融庁長官又は財務局長は、管轄する金融先物取引業者の他の財務局長が管轄する区域に所在する営業所又は事務所に対して、法第 86 条及び第 87 条に基づく処分をした場合は、速やかに当該営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長にその処分内容を連絡するものとする。
- ③ 財務局長は、金融庁長官又は他の財務局長が管轄する金融先物取引業者の主要株主から、法第 61 条に基づく届出を受理した場合は、当該届出書の本紙を速やかに、金融庁長官又は当該他の財務局長に送付するものとする。
- ④ 金融庁長官又は財務局長は、管轄する金融先物取引業者の主要株主に対して、法第62条又は第64条に基づく命令を行った場合は、当該主要株主の本店又は主たる事務所（当該主要株主が個人の場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該主要株主が非居住者である場合は関東財務局長）にその命令内容を連絡するものとする。

Ⅲ－１－３ 検査部局との連携

監督部局及び検査部局が適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融先物取引監督を実現することが重要であることから、検査部局との連携を以下のとおり行うものとする。

(1) オフサイト・モニタリング等を通じて把握した問題点の検査部局への還元

監督部局がオフサイト・モニタリング等を通じて把握した金融先物取引業者の問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元するものとする。

具体的には、監督部局は、検査部局に対し、以下のような金融先物取引

業者の現状等についての説明を行うものとする。

- ① 前回検査から当該時点までの金融先物取引業者の主な動き（他社との提携、増資、経営陣の交代等）
- ② 合併等の経営再編に伴うシステム統合等を予定している金融先物取引業者については、経営再編のスケジュール等
- ③ 直近決算の分析結果
- ④ リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果
- ⑤ ヒアリングの結果
- ⑥ 監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況
- ⑦ 監督部局として検査で重視すべきと考える点
- ⑧ その他

（２）検査を通じて把握された問題点に係る監督上の対応

検査部局が実施した金融先物取引業者に対する検査について、その検査結果を監督業務に適切に反映させる観点から、行政処分等の措置のほか、以下のとおりフォローアップを行うものとする。

- ① 検査結果通知書において指摘のあった法令に抵触する行為等及び前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合のうち、必要かつ適当と認められるときには、金融先物取引業者に対し、当該通知書で指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を１ヶ月以内（必要に応じ、項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第 85 条第 1 項に基づき命ずるものとする。

また、合併等によりシステム統合等を予定している金融先物取引業者において、システム統合リスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ適当と認められるときには、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む）等についても、同項に基づき報告書の提出を命ずるものとする。

上記の報告書の提出命令は、別紙様式 5 により行うものとする。

- ② 報告書が提出される段階においては、金融先物取引業者から十分なヒアリングを行うこととする。
- ③ 報告書に記載された改善・対応策の実施状況、指摘事項の改善状況について、一定の期間を要すると認められる場合には、定期的なヒアリングを実施する等フォローアップに努めるものとする。

（３）検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間

- ① 法第 86 条に基づき監督上の処分を命ずる場合には、検査部局から勧告若しくは検査結果通知（写）を受理したときから、概ね 1 ヶ月（財務局長から金融庁長官への協議を要する場合は概ね 2 ヶ月）以内を目途に行うものとする。
- ② なお、当該勧告又は検査結果通知において指摘された事項につき、事実確認等のため金融先物取引業者に対して報告徴求を行なった場合は、報告書を受理したときから概ね 1 ヶ月（財務局長から金融庁長官への協議を要する場合は概ね 2 ヶ月）以内を目途に行うものとする。

（注 1）「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

- 複数回にわたって、法第 85 条第 1 項に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。
- 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該訂正、資料の追加提出等が行われたときを指すものとする。

（注 2）弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間に含まれない。

（注 3）標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

（４）検査・監督連携会議の開催

- ① 監督部局と検査部局との間の適切な連携を図るため、検査・監督連携会議を開催する。本会議は、原則として事務年度の開始に当たり開催する他必要に応じて適宜開催することとする。
- ② 本会議においては、新事務年度の金融先物取引業者に対する検査・監督上の重要項目などの課題について、意見交換等を行うこととする。

Ⅲ－１－４ 自主規制機関との連携

金融先物取引業者の監督に当たっては、法令上の規制と併せて各自主規制機関（金融先物取引業協会及び金融先物取引所）の定める規則を重視する必要があることに留意する。また、自主規制機関との間では、取引の公正性の確保や委託者等の保護を図る目的の範囲において、金融先物取引業者を監督する上で必要と考えられる情報についての情報交換を適切に行うとともに、積極的な意見交換等を通じたリスクの存在や問題意識の共有を図るよう努めることとする。その際、自主規制機関が法に定められた目的を達成するための方策についても、意見交換を行うものとする。

Ⅲ－１－５ 内部委任

(1) 金融庁長官への協議

財務局長は、金融先物取引業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理に当たり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。

なお、協議の際は、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）における検討の内容及び処理意見を付するものとする。

- ① 法第 59 条の規定による登録の拒否
- ③ 法第 62 条の規定による主要株主に対する行政処分
- ④ 法第 65 条第 2 項の規定によるその他業務の承認（当該財務局の管轄区域内で最初に承認するものに限る。）
- ⑤ 法第 86 条の規定による業務改善命令
- ⑥ 法第 87 条第 1 項の規定による登録取消又は業務停止等
- ⑦ 法第 87 条第 2 項の規定による業務停止処分
- ⑧ 法第 87 条第 3 項の規定による登録取消処分
- ⑨ 法第 87 条第 4 項の規定による取締役若しくは執行役又は監査役の解任命令
- ⑩ 法第 88 条の規定による長期営業休止金融先物取引業者に対する登録取消処分
- ⑪ 法第 93 条第 2 項の規定による金融先物取引業協会又は金融先物取引取引所の会員等でない金融先物取引業者に対する社内規則の作成又は変更の命令
- ⑫ 法第 93 条第 3 項及び同条第 4 項の規定による金融先物取引業協会又は金融先物取引取引所の会員等でない金融先物取引業者に係る社内規則の作成又は変更若しくは廃止の承認
- ⑬ 自己資本府令第 9 条第 1 項の規定による金利感応度の分析の承認
- ⑭ 自己資本府令第 13 条の規定による内部管理モデル方式の承認
- ⑮ 自己資本府令第 16 条第 3 項の規定による承認取消処分

(2) 金融庁長官への報告

財務局長は、金融先物取引業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理に当たり、次に掲げる事項については、当該事務処理後金融庁長官に報告等を行うものとする。

- ① 財務局長は、各四半期末現在における登録金融先物取引業者の状況について、別紙様式 6 により各四半期末の翌月 20 日までに金融庁長官へ

報告すること。

- ② 財務局長は、各四半期末現在における主要株主（法第59条第2項に規定する主要株主をいう。）の状況について、別紙様式7により各四半期末の翌月20日までに金融庁長官へ報告すること。
- ③ 財務局長は、法第84条第1項又は第4項の規定による届出を受理したときは、速やかにその写しを金融庁長官へ送付すること。
- ④ 財務局長は、法第58条に基づき通知をしたときは、速やかに通知書の写しを金融庁長官へ送付すること。
- ⑤ 財務局長は、自己資本府令第16条第1項又は第2項の規定による届出を受理したときは、速やかにその写しを金融庁長官へ送付すること。
- ⑥ 財務局長は、財務局監理金融先物取引業者の前営業年度における登録免許税（登録免許税法第2条に規定する登録免許税）の納付状況を調査し、毎年4月30日までに金融庁長官へ報告すること。
- ⑦ 財務局長は、登録金融先物取引業者の行う金融先物取引のうち、いわゆる外国為替証拠金取引に係る実績について、登録金融先物取引業者に報告を求め、各四半期の翌月末までに別紙様式8により金融庁長官へ報告すること。

（3）財務事務所長等への再委任

財務局長は、金融先物取引法施行令（平成元年3月17日政令第53号）第26条の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるものについては、申請者及び金融先物取引業者の本店の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長（以下「財務事務所長等」という。）に再委任することができる。

- ① 法第57条第1項に規定する登録申請書の受理に関する事務
- ② 法第65条第2項の規定による承認申請書の受理に関する事務
- ③ 法第60条第1項及び第3項、法第61条第1項、法第63条、法第64条、法第65条第4項、法第82条第1項、法第83条第1項並びに法第84条第1項及び第4項の規定による届出の受理に関する事務
- ④ 法第79条第1項及び第2項の規定により提出される書類の受理に関する事務

Ⅲ－1－6 苦情処理・情報提供等

（1）苦情等への対応

金融先物取引業者及び金融先物取引に関する苦情に対しては、金融庁にあっては金融サービス利用者相談室が、各財務局等にあっては金融先物取引業者監督担当課が、第一義的な苦情受付窓口となるが、申出人に対して

は、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法令等に基づき金融先物取引業者の経営の健全性を確保することが当局の職務であることを明確に説明するものとする。

なお、苦情等の対象となる金融先物取引業者が金融先物取引業協会の会員である場合、申出人に対しては、法に基づき苦情の解決及びあっせんを行う機関として、金融先物取引業協会を紹介するものとする。

(2) 情報の蓄積

金融先物取引業者に関する苦情・情報提供のうち、金融先物取引業者の業務の適正な運営を確保する上で参考になると考えられるものについては、その内容を記録（別紙様式9）するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁監督局証券課に報告するものとする。

Ⅲ－１－７ 法令解釈等外部からの照会への対応

Ⅲ－１－７－１ 法令照会

(1) 照会を受ける内容の範囲

照会を受ける内容の範囲は、金融先物取引法及びこれらに関連する政令及び府令等金融庁が所管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

(2) 照会に対する回答方法

- ① 本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答するものとする。
- ② 財務局が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」（別紙様式10）を作成し、金融庁担当課と電子メール、FAX等により協議するものとする（送り状は財務局担当課長から金融庁担当課総括課長補佐宛とする。）。
- ③ 金融庁担当課長は、当庁が所管する法令に関し、当庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体^(注)から受けた、次のイ. 及びロ. の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。

(注) 事業者団体とは、当庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体(当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。)をいう。

イ. 本手続の対象となる照会の範囲

本手続の対象となる照会は、以下の要件の全てを満たすものとする。

- a 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること(法令適用事前確認手続(以下Ⅲ-1-7-1において「ノーアクションレター制度」という。)の利用が可能でないこと)
- b 事実関係の認定を伴う照会でないこと
- c 照会内容が、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者(照会者が団体である場合はその団体の構成事業者)に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること
- d 過去に公表された事務ガイドライン、監督指針等を踏まえれば明らかになっているものでないこと

ロ. 照会書面(電子的方法を含む)

本手続の利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照会書面の提出を受けるものとする。また、照会書面のほかに、照会内容及び上記①に記載した事項を判断するために、記載事項や資料の追加を要する場合には、照会者に対して照会書面の補正及び追加資料の提出を求めることとする。

- a 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- b 照会に関する照会者の見解及び根拠
- c 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

ハ. 照会窓口

照会書面の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する金融庁担当課又は照会者を所管する財務局担当課とする。財務局担当課が照会書面を受領した場合には、速やかに金融庁担当課にFAX又は電子メールにより照会書面を送付することとする。

二. 回答

- a 金融庁担当課長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として2ヶ月以内に、照会者に対して回答を行うよう努め

ることとし、2ヶ月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。

b 回答書面には、以下の内容を付記することとする。

「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。」

c 本手続きによる回答を行わない場合には、金融庁担当課は、照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。

ホ. 公表

上記二. の回答を行った場合には、金融庁は、速やかに照会及び回答内容を金融庁ホームページ上に掲載して、公表することとする。

- ④ ③に該当するもの以外のもので照会頻度が高いもの等については、必要に応じ「応接箋」(別紙様式11)を作成した上で、関係部局に回覧し、金融庁担当課又は財務局担当課の企画担当係に保存するものとする。
- ⑤ 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、Ⅲ-1-7-2に照らしノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、照会者に対し、ノーアクションレター制度を利用するよう伝えることとする。

Ⅲ-1-7-2 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)

法令適用事前確認手続(以下「ノーアクションレター制度」という。)とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。

(1) 照会窓口

照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する金融庁の担当課室とし、財務局所管の金融機関等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する金融庁監督局証券課に対し、照会書面を原則として3日以内にファックス等により送付する。

(注) 財務局においては、照会書面を金融庁監督局証券課に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。

(2) 照会書面受領後の流れ

照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下の①ないし③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。

① 照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、当庁が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれに基づく政府令（以下「対象法令（条項）」という。）に関し、以下のような照会を行うものか。

イ. その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないかどうか

ロ. その事業や取引を行うことが、無届営業等にならないかどうか

ハ. その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないかどうか

② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

③ 照会書面の記載要領

照会書面（電子的方法を含む）は、下記の要件を満たしているものか。

イ. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。

ロ. 対象法令（条項）のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。

ハ. 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。

ニ. 上記ロ. において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。

④ 回答

照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として 30 日以内に照会者に対する回答を行うものとする。

ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。

イ. 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則 60 日以内

ロ. 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 30 日を超える合理的な期間内

ハ. 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60 日以内

照会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30 日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

⑤ 照会及び回答についての公開

金融庁は、照会者名並びに照会及び回答の内容を、原則として 30 日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から 30 日を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から 30 日を超えて公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示事由に該当する情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

Ⅲ－２ 金融先物取引法等に係る諸手続

Ⅲ－２－１ 登録

(1) 登録申請書の印章

記載上の注意事項にある署名によることができる場合には、代表者が印章を用いる慣習がない外国人である場合が該当する。

(2) 商号

申請に係る商号が法第 59 条第 1 項第 5 号に抵触しないか確認するため、申請書を受理した財務局は、必要に応じて金融庁又は他の財務局に照会するものとする。

(3) 営業所又は事務所

登録申請書に記載する営業所又は事務所とは、金融先物取引業の全部又は一部を行うために開設する一定の施設又は設備をいい、駐在員事務所、連絡事務所その他営業以外の用に供する施設は除くものとする。

なお、無人の営業所又は事務所については、各財務局管内に所在する店舗数及びこれらを統括する営業所又は事務所の名称等を記入させることとする。

また、無人の営業所又は事務所についても、法第 66 条の規定による標識の掲示を行う必要があることに留意するものとする。

(4) 登録申請書の添付書類

① 住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。

- イ. 住所
- ロ. 氏名
- ハ. 生年月日
- ニ. 本籍

② 国内に在留する外国人が提出した外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、施行規則第 12 条第 6 号並びに第 16 条第 3 項第 1 号に規定する「これに代わる書面」に該当する。

③ 申請者が過去に金融先物取引又は店頭金融先物取引を行っていた者である場合、苦情処理体制について記載した書面に、代表的な事例の概要及び申請者のとった対応策及び対応結果について記載させるとともに、

ヒアリング等により申請者の苦情処理体制等を確認するものとする。

(5) 体制審査の項目等

- ① 法第59条第1項第13号に規定する金融先物取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない法人であるか否かの審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類を参考としつつ、ヒアリングにより次の点を確認するものとする。

イ. 業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。

ロ. 次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。

- a 業務に関する帳簿書類・報告書等の作成、管理
- b ディスクロージャー
- c 顧客資産の区分管理
- d リスク管理
- e 電算システム管理
- f 取引審査、顧客管理（顧客情報管理を含む）
- g 法令等遵守
- h 苦情・トラブル処理
- l 内部監査

ハ. 常勤役職員の中に金融先物取引業務（申請者が行おうとする業務の内容により、銀行業務、証券業務、外国為替取引業務及び短資会社等における業務等を含む。）を3年以上経験した者が複数確保されていること。

ニ. 内部監査部門は、金融先物取引業務を行う全ての部門に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか

- ② 登録申請者（金融先物取引法の一部を改正する法律（平成16年12月8日法律第159号）附則第2条の規定により引き続き店頭金融先物取引業務を行う者を除く。）に対しては、金融先物取引業者登録簿に登録されるまでは一切の営業活動を行わないように注意喚起するものとする。

- ③ 申請者が金融庁所管の法令に関わる他の事業を行っており、当該事業に係る行政処分が行われている場合には、その内容について確認するとともに、必要に応じ、ヒアリング等によりその改善措置の状況を確認するものとする。

なお、当該行政処分が法令遵守態勢に係る場合には、Ⅱ-3-1に留意するものとする。

(6) 登録番号の取扱い

- ① 登録番号は、各財務局長ごとに一連番号を付す（ただし、4、9、13、

42、83、103 は欠番とする) ものとし、金融先物取引業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。

- ・ ○○財務局長(金先)第○○号

② 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。

③ 登録番号を別紙様式 12 による金融先物取引業者登録番号台帳により管理するものとする。

(7) 登録申請者への通知

金融先物取引業者登録簿に登録した場合は、別紙様式 13 による登録済通知書を登録申請者に交付するものとする。

(8) 登録の拒否

① 登録を拒否する場合は、拒否の理由及び金融庁長官に対する審査請求並びに国を相手方とする取消の訴えを提起できる旨を記載した別紙様式 14 による登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする。

② 登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する法第 59 条第 1 項のうちの該当する号又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。

(9) 金融先物取引業者登録簿

① 金融先物取引業者登録簿は、登録申請書の写しの第 2 面から第 7 面により作成するものとする。

② 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と金融先物取引業者登録簿の当該面を差し替えるものとする。

なお、新株予約権付社債を発行している金融先物取引業者の新株予約権の行使による資本の額の変更届出書については、毎月末における資本の額を翌月 15 日までに提出させ、1 カ月ごとに当該金融先物取引業者登録簿を差し替えるものとする。

③ 本庁監理金融先物取引業者から登録申請書記載事項に係る変更届出書の提出があった場合には、本庁は 1 カ月分を取りまとめて翌月 20 日までに、当該金融先物取引業者の登録を行った財務局に対して登録申請書の変更面を送付するものとする。

- ④ 金融先物取引業者登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、金融先物取引業者登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。
- ⑤ 金融先物取引業者登録簿の縦覧者には、別紙様式 15 による金融先物取引業者登録簿縦覧表に所定の事項を記入させるものとする。
- ⑥ 金融先物取引業者登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。
- ⑦ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。
- イ. 上記⑤から⑥まで又は当局の指示に従わない者
 - ロ. 金融先物取引業者登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
 - ハ. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- ⑨ 他の財務局長が登録を行った金融先物取引業者に係る縦覧の申請があった場合は、登録を行った財務局において縦覧が可能なこと、及び金融先物取引業者のすべての営業所又は事務所には法第 80 条の規定による説明書類が備え置かれ、縦覧に供されている旨を申請者に伝えるものとする。ただし、申請者に申請に係る金融先物取引業者の営業所が遠隔地になるなどのやむを得ない事情があるときには、当該他の財務局長に登録事項を照会し、縦覧に応じるものとする。

Ⅲ－２－２ 承認及び届出

Ⅲ－２－２－１ 承認

法第 65 条第 2 項の規定に基づくその他業務の承認に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① 当該業務が関係する法令に抵触するものでないこと。
- ② 当該業務に係る損失の危険相当額の算定方法が妥当と認められるものであり、算定された損失の危険相当額が承認を申請する金融先物取引業

者の自己資本規制比率に適切に反映されること。

- ③ 当該業務の損失の危険相当額の算定及び管理を行う部署が営業部門から独立していること。
- ④ 顧客との契約締結等を伴う業務については、当該契約締結等に当たって委託者等の保護に必要な方策等が具体的に整備されていること。
- ⑤ 当該業務に係る社内規則が整備されていること。
- ⑥ 申請する金融先物取引業者の自己資本規制比率が 140%以上となっていること。

Ⅲ－２－２－２ 届出等

(1) 管轄財務局長の管轄区域を越える本店の位置の変更

- ① 財務局の管轄区域を越える本店の位置を変更した届出書を受理した財務局長は、当該変更届出書、金融先物取引業者登録簿、登録申請書及びその添付書類並びに直前に行った検査の報告書の写しを添付して、新たに登録を行うこととなる財務局長に送付するものとする。
- ② 上記書類の送付を受けた財務局長は、当該金融先物取引業者の登録を行った場合には従前の登録を行った財務局長に対して登録済通知書の写しを送付するものとする。
- ③ 登録済通知書の写しの送付を受けた従前の登録を行った財務局長は、当該金融先物取引業者の登録を抹消するものとする。

(2) 変更届出

- ① 変更の届出はⅢ－２－１に準じて取り扱う。
- ② 変更届出書により、新たに役員又は使用人となった者が法第 19 条第 5 号イからハまでまたはホからリまでのいずれかに該当することが明らかとなった場合は、速やかに改善を指示し、速やかに改善がみられない場合は、法第 87 条第 1 項の規定により登録を取り消し、又は 6 月以内の期限を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。

(3) 廃業等の届出に係る留意事項

金融先物取引業者から法第 83 条第 4 号、法第 84 条第 4 項及び施行規則

第 29 条の 2 第 1 項第 6 号の規定に基づく届出書を受理した場合には、検査を行うなどによって、次の点について確認するものとする。

イ. 届出を行った金融先物取引業者につき、法第 87 条第 1 項の規定による登録取消しの事由の存しないこと。

ロ. 顧客に対する債務の弁済が完全に行われる確実な見込みがあること。

ハ. 顧客に対する債権債務の残高照合等の手段により、簿外債務が存在しないことを確認しているか。

(4) 登録取消通知書

財務局長は、金融先物取引業者の登録の取消しをしたときは、別紙様式 16 による金融先物取引業者登録取消通知書を当該金融先物取引業者に交付するものとする。

Ⅲ－２－３ 外務員登録

(1) 登録対象となる外務員の範囲

金融先物取引業者の店内業務（店頭業務を含む）に従事する役員又は使用人のうち、法第 95 条第 1 項に規定する外務員登録原簿に登録を必要とする者は、以下のいずれかの業務を行う者とする。

- ① 勧誘を目的とした金融先物取引等の内容説明
- ② 金融先物取引の勧誘
- ③ 注文の受注
- ④ 勧誘を目的とした情報の提供等（バックオフィス業務に関すること及び顧客の依頼に基づく客観的情報の提供を除く。）

(2) 届出事項

人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなった場合は法第 98 条第 3 号に該当しないことに留意するものとする。

Ⅲ－２－４ 業務に関する帳簿書類

(1) 業務に関する帳簿書類のマイクロフィルムによる作成・保存

① 業務に関する帳簿書類の作成後 3 年を経過し、かつ、この間に検査部局による検査が行われている場合には、一般に妥当と認められている作成基準により作成したマイクロフィルムをもって保存することができるものとする。

② 次に掲げる場合には、業務に関する帳簿書類を当初からマイクロフィ

フィルムより作成・保存できるものとする。この場合、あらかじめ、届出書を提出することを求めるものとする。

- イ. 対象となる業務に関する帳簿書類が、金融先物取引業勘定元帳である場合
- ロ. 検査部局による検査等において、各営業所又は事務所において直ちに書面による帳簿の作成が可能である場合
- ハ. マイクロフィルムの作成・保存に関する責任者を置き、管理の手続が整備されている場合

(2) 業務に関する帳簿書類の集中保管

① 業務に関する帳簿書類の保管場所については、次に掲げる要件が満たされていることを条件として本店及び金融先物取引業者が業務に関する帳簿書類の作成を委託している会社において作成時から集中保管することができるものとする。この場合、あらかじめ、以下の要件が満たされている旨を証する届出書を提出することを求めるものとする。なお、当該届出書に変更があった場合においても、同様とする。

- イ. 顧客の照会に対し、速やかに回答できる体制となっていること。
- ロ. 業務に関する帳簿書類の閲覧が本支店において合理的期間内に可能な体制となっていること。
- ハ. 内部監査に支障がないこと。

② ①に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付することを求めるものとする。

- イ. 業務に関する帳簿書類の集中保管の対象とする業務に関する帳簿書類、保管場所及び保管方法に関する説明文
- ロ. 業務に関する帳簿書類の集中保管に関し、①イからハまでの要件が満たされている旨を証する説明文

(3) 注文伝票のコンピュータへの直接入力による作成

注文伝票をコンピュータへ直接入力することによって作成する場合には、以下の点に留意するものとする。

- ① 受注と同時に、注文内容をコンピュータへ入力すること。
- ② 顧客の照会に対し、速やかに回答できるようになっていること。
- ③ 入力データのバックアップを作成・保存すること。
- ④ 入力時刻が自動的に記録されるシステムとなっていること。
- ⑤ 入力事績の取消・修正を行った場合その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。
- ⑥ 注文内容を電話により執行店に連絡するケース、コンピュータシステム稼働終了後に翌日の注文を受注するケース、災害等によりコンピュータが使用不能となるケース等受注と同時にコンピュータに直接入力して

作成することが不可能な場合は、従来どおり、受注時に手書きで注文伝票を作成すること。ただし、受注時に作成した手書きの注文伝票とその注文内容を後で入力して作成した約定結果等が記載されたコンピュータ作成の注文伝票を併せて保存する場合は手書きの注文伝票に追記を行う必要はない。

- ⑦ 内部監査に対応できるシステムとなっていること。

(4) 業務に関する帳簿書類等の電子媒体による保存

- ① 業務に関する帳簿書類の電子媒体による保存の対象となる業務に関する帳簿書類等は、法第 71 条第 1 項に規定する成立した取引に係る書面の写し及び施行規則第 26 条に規定する業務に関する帳簿書類とする。
- ② 業務に関する帳簿書類を電子媒体により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。
- イ. 手書きにより作成された業務に関する帳簿書類については、画像データとして保存すること。
 - ロ. 保存に使用する電子媒体は施行規則第 26 条第 4 項に規定する保存期間の耐久性を有すること。
 - ハ. データ保存に使用する電子媒体の一つを「原本」として定め、その旨を明示すること(業務に関する帳簿書類の保存状態の判定はこの「原本」に準拠して行うものとする。)
 - ニ. ハ. の「原本」のバックアップを作成し、これを「副本」として保存すること。
 - ホ. 顧客の照会に対し、速やかに回答できるシステムとなっていること。
 - ヘ. 保存されているデータにつき合理的期間内にハードコピーによる帳簿の作成が可能なシステムとなっていること。
 - ト. 入力データの取消・修正を行った場合、その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。
 - チ. 内部監査に対応できるシステムとなっていること。
 - リ. 作成・保存に関する責任者をおき、当該作成・保存に関する社内規則が整備されていること。
 - ヌ. 電算システムにより作成した業務に関する帳簿書類のハードコピーに手書きによる追記・補完等を行った場合は、当該ハードコピーを原本として保存すること。

(5) その他

法第 78 条の規定に係る監督に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 規則第 26 条第 1 項各号に規定する帳簿書類(以下「法定帳簿」という。)の一角が合理的な範囲で他の法定帳簿を兼ね、又はその一部を別帳とし若

しくは規則第 26 条第 1 項各号に規定する名称と異なる名称を用いることができるものとする。ただし、これらの場合にあっては各法定帳簿の種類に応じた記載事項がすべて記載されていること。

- ② 法定帳簿のうち金融先物取引等注文伝票及び証拠金等元帳については、取引所金融先物取引の自己取引に係る記載は要しないものとする。

Ⅲ－２－５ 金融先物取引責任準備金

法第 81 条に規定する金融先物取引責任準備金は、次の要件を満たす場合に限り取崩しをすることができることに留意するものとする。

- ① 金融先物取引業者の役員又は使用人による違法又は不当行為等の事実が認められること。
- ② 取崩し額が、損失の補填に必要な額に応じた適正な額であること。

Ⅲ－３ 行政指導等を行う際の留意点等

Ⅲ－３－１ 行政指導等を行う際の留意点等

金融先物取引業者に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

（１）一般原則（行政手続法第32条）

- ① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。

例えば、以下の点に留意する。

イ. 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。

ロ. 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。

- ② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。

・ 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表すること、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。

・ 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがありうる場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

（２）申請に関連する行政指導（行政手続法第33条）

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

- ① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。

- ② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。

- ③ 例えば、以下の点に留意する。

- イ. 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。
- ロ. 申請者が行政指導に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。
- ハ. 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第34条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

- ① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為または不作為を求めているか。
- ② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導の方式（行政手続法第35条）

- ① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

- イ. 相手方に対して求める作為または不作為の内容を明確にしているか。
- ロ. 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。
- ハ. 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。

ニ. 個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

- ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（但し、行政手続法第35条第3項各号に該当する場合を除く。）

- ・ 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。
- ・ 書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を

書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。

- ・ 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとは言いえないことに留意する。

Ⅲ－３－２ 面談等を行う際の留意点

職員が、金融先物取引業者の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

- ・ 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- ・ 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- ・ 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- ・ 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- ・ 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

Ⅲ－３－３ 連絡・相談手続

面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合等には、金融庁監督局証券課に連絡し、必要に応じその対応を協議することとする。

Ⅲ－４ 行政処分を行う際の留意点

Ⅲ－４－１ 意見交換制度

不利益処分（行政手続法第 2 条第 4 号にいう不利益処分をいう。）が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、金融先物取引業者からの求めに応じ、監督当局と金融先物取引業者との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

法第 85 条第 1 項に基づく報告徴求に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した金融先物取引業者から、監督当局の幹部^{（注 1）}と当該金融先物取引業者の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合^{（注 2）}であって、監督当局が当該金融先物取引業者に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注 1） 監督当局の幹部の例：金融庁・財務局等の担当課室長

（注 2） 金融先物取引業者からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての法第 85 条第 1 項に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

IV. 外国の法令に準拠し外国において金融先物取引業を行う者（以下「外国金融先物取引業者」という。）によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引

IV-1 外国金融先物取引業者に関する法令の基本的考え方

外国法人は、外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの等であり、かつ、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、国内にある者を相手方として金融先物取引行為を行うことはできない。（法第56条第1項参照）

他方、国内に拠点を有しない無登録の外国金融先物業者であっても、金融先物取引行為についての勧誘をすることなく、国内にある者の注文を受けて外国からその者を相手方として金融先物取引行為を行うことについては許容される。

IV-2 外国金融先物取引業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引

外国金融先物取引業者がホームページ等に金融先物取引に関する広告・情報提供等（以下、「広告等」という。）を掲載する行為については、原則として、「勧誘」行為に該当する。

但し、以下に掲げる措置を始めとして、日本国内の委託者等との間の金融先物取引行為につながらないような合理的な措置が講じられている限り、「主として国外にある者を対象とする広告」として、国内委託者等に向けた「勧誘」には該当しないものとする。

（1）担保文言

□ 日本国内の委託者等が当該サービスの対象とされていない旨の文言が明記されていること

※ 上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

■ 当該担保文言を判読するためには、広告等を閲覧する以外の特段の追加的操作を要しないこと

■ 担保文言が、当該サイトを利用する日本国内の委託者等が合理的に判読できる言語により表示されていること

（2）取引防止措置等

□ 日本国内にある委託者等との間の金融先物取引を防止するための措置が講じられていること

※ 上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

■ 取引に際して、委託者等より、住所、郵送先住所、メールアドレス、支払方法その他の情報を提示させることにより、その居所を確

認できる手続を経ていること

- 明らかに日本国内の委託者等による金融先物取引行為であると信ずるに足る合理的な事由がある場合には、当該委託者等から注文に応ずることのないよう配慮していること
- 日本国内に顧客向けのコールセンターを設置する、或いは国内委託者等を対象とするホームページ等にリンクを設定する等を始めとして、日本国内にある委託者等に対し金融先物取引行為を誘引することのないよう配慮していること

また、以上に掲げる措置はあくまで例示であり、これらと同等若しくはそれ以上の措置が講じられている場合には、当該広告等の提供は、国内委託者等向けの「勧誘」行為に該当しないものとする。

なお、以上に掲げるような合理的な措置が講じられていない場合には、当該広告等の提供が国内委託者等向けの「勧誘」行為に該当する蓋然性が極めて高いことから、当該外国金融先物取引業者は、日本国内の委託者等との間で勧誘を伴う実際の金融先物取引行為が行われていない旨を証明すべきである。